



気象警報等発表時における学校対応について

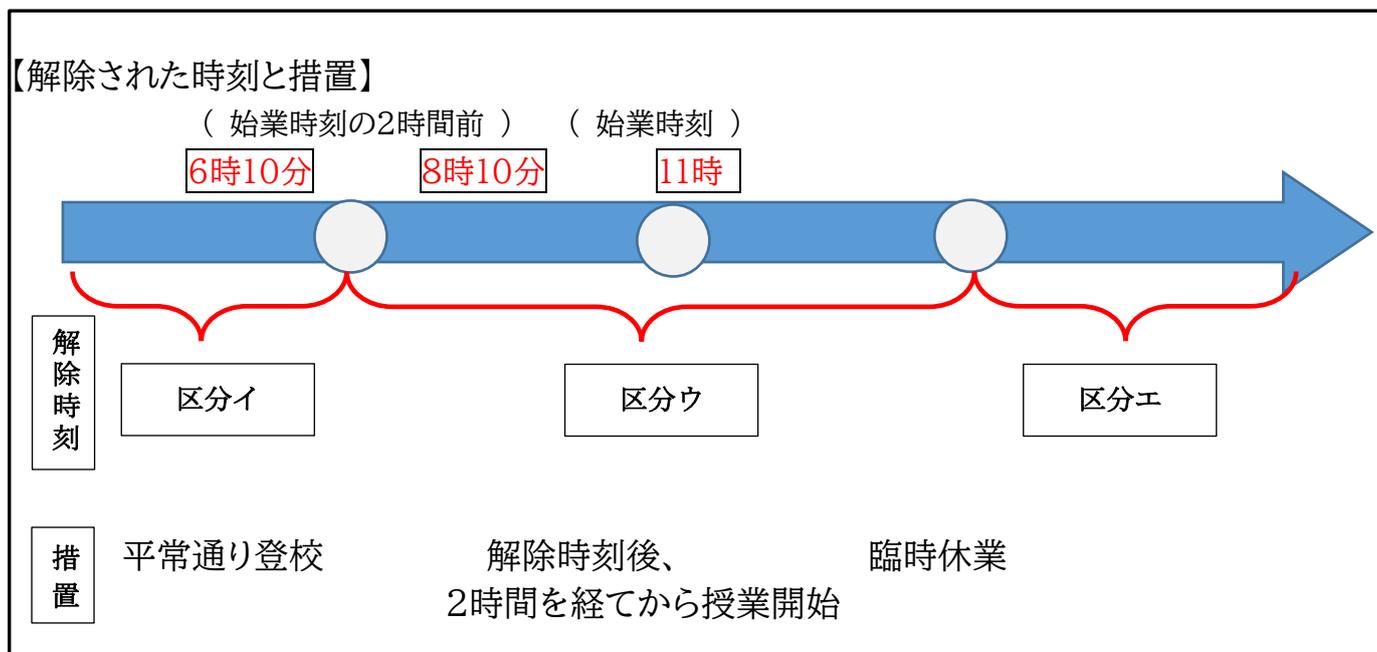
羽島市立羽島中学校

気象警報等が発表された場合、原則として次のように対応します。ご家庭でも、正確な情報をもとに適切な措置をお願いいたします。

(1) 登校前に、羽島市において警報(暴風・大雨・洪水・大雪)が発表された場合

区分	内 容	措 置
ア	◆警報が解除されるまで。	○家庭で待機
イ	◆始業時刻(8時10分)の2時間前(6時10分)までに警報が解除された場合	○平常通り登校 □事前に通学路の安全確認 □教師やPTA、地域のボランティアなど、大人が見届け
ウ	◆始業時刻(8時10分)の2時間前から、午前11時まで警報が解除された場合	○解除時刻後、2時間を経てから授業開始 □事前に通学路の安全確認 □教師やPTA、地域のボランティアなど、大人が見届け
エ	◆午前11時以降に警報が解除された場合	○臨時休業 □外出を控えるよう指導
備考	区分 イ・ウの場合であっても、通学路や地域の状況によっては、保護者の判断で登校させなくてもよい。この場合、遅刻や欠席にはならない。	

※「特別警報」・「記録的短時間大雨情報」発表時も、上記(1)と同様の対応



<連絡事項>

- 台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合、お弁当の準備をお願いすることがあります。ご承知おきください。
- 学校から保護者への連絡が必要な場合は、保護者メール「すぐーる」を活用します。

(2) 登校後に、羽島市において警報(暴風・大雨・洪水・大雪)が発表されて、授業の打ち切りが決定した場合

区分	内 容	措 置
ア	◆安全に帰宅できると判断した場合(帰宅しても保護者等が不在など、帰宅が困難と認める場合は、次の区分イの措置をとる。)	○当日の授業を中止して、速やかに下校 □下校前に通学路の安全確認 □通学路において、教職員やPTA等が見届け □帰宅確認(「すぐーる」等の活用)
イ	◆帰宅困難と認めた場合	○校内で最も安全な場所で待機 同時に、保護者に連絡を取り、一人一人確実に保護者に引き渡す。 ○状況によっては、保護者とともに学校に留めることもある。(堤防決壊・道路寸断・冠水等、保護者共々、帰宅することが危険な場合)